

資料

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」の新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第15条 (略)</p> <p><u>(研修の受講)</u></p> <p>第16条 会員は、内部管理責任者について、本協会の事業年度(定款第42条に規定する事業年度をいう。)毎に、本協会が実施する「内部管理責任者研修」(以下「内管研修」という。)を少なくとも1回受講させなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、金融先物取引業務取扱規則第2条第8号に規定する外国為替証拠金取引又は個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則第1条に規定する個人向け店頭バイナリーオプション取引を取り扱わない会員については、内部管理責任者に対し、内管研修に代えて、本協会が認める、他の団体が実施する研修又は内管研修に準じた内部管理責任者としての資質向上のために会員が実施する社内研修等(以下これらを総称して「外部研修」という。)を受講させることができる。この場合において、当該会員は、内管研修を受講させたものとみなす。</p> <p>3 会員は、やむを得ない事由により、内部管理責任者が前2項に規定する内管研修又は外部研修を受講できない場合には、当該内部管理責任者について、本協会が別途指定する方法により、内管研修又は外部研修を受講させなければならない。</p> <p>4 会員は第11条の規定により内部管理責任者資格停止処分を受けた者について、速やかに、本協会が別途指定する内管研修を受講させなければならない。</p> <p>以下略</p>	<p>第1条～第15条 (略)</p> <p><u>(処分者に対する研修)</u></p> <p>第16条 会員は第11条の規定により内部管理責任者資格停止処分を受けた者について、速やかに、本協会が指定する研修を受講させなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>以下略</p>